

議案第三十三号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年五月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日等）」を付し、付則に次の二条を加える。

（災害援護資金の貸付けに係る特例）

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。次項において「震災特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号。

次項において「震災特別令」という。）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント」（保証人を立てる場合にあつては無利子）」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、震災特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び震災特別令第十四条第七項の規定によるものとする。

#### （利子補給）

第三条 区長は、前条第一項に規定する者が保証人を立てないで災害援護資金の貸付けを受けた場合において、区長が別に定める要件に該当すると認めるときは、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、貸し付けた災害援護資金につき利子補給を行うものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区災害弔慰金の支給等に関する条例付則第一条及び第二条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

#### （説 明）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に係る特例規定が設けら

れた東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行に伴い、東日本大震災により著しい被害を受けた区民に対する災害援護資金の貸付けの特例に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。